

衆議院議員総選挙・ 最高裁判所裁判官国民審査

投票日

投票時間

10月27日(日) 7時～20時

期日前投票・不在者投票 10月16日(水)～10月26日(土)

市役所1階多目的ゾーン 8時30分～20時

問 行政課内選挙管理委員会 ☎95-9868

衆議院議員総選挙は、小選挙区選挙と比例代表選挙の2つの選挙で衆議院議員を選びます。小選挙区選挙は候補者の氏名を、比例代表選挙は政党名を記入し投票します。

また、衆議院議員総選挙に合わせて、最高裁判所裁判官の国民審査も行われます。

入場券の送付

投票所入場券は、世帯ごとに封筒で10月15日(火)頃に発送します。

1つの封筒で最大2人分の入場券です。10月27日(日)に投票所へ出かけるとき(又は期日前投票をするときは、封筒を開き、本人の入場券を切り離して持参してください。

【入場券がないときは】

入場券が届いていない人や入場券を無くした人でも、本人であることを確認したうえで投票できます。投票所の受付に申し出てください。※印鑑は不要です。

選挙公報の配布

立候補者の氏名、経歴、政見などが掲載されている選挙公報は、10月25日(金)頃までに各世帯に届けます。

投票できる人

この選挙で投票できる人は、平成18年10月28日以前に生まれた人で、令和6年7月14日以前から引き続き碧南市の住民基本台帳に登録されている人(失権者を除く)です。

【転入(市外から移転)した人】

令和6年7月15日以降に碧南市に転入届を出した人は、碧南市では投票できません。前住所地の市町村で投票してください。

投票所

入場券に記載されている投票所(4ページ参照)で投票してください。

なお、10月2日(水)までに市民課へ転居届を出した人は転居先の投票所で、それ以降に転居届を出した人は、前住所地の投票所で投票してください。

期日前投票・不在者投票

投票は、投票日に投票所へ出かけて行うのが原則ですが、以下のようない理由で10月27日(日)の投票日に投票所へ行けない人は、前もって期日前投票又は不在者投票をすることができます。

【期日前投票又は不在者投票ができる人】

- ① 投票日に仕事に従事する人
- ② レジャー、冠婚葬祭などで投票区の区域外にいる人
- ③ 病気、けが、出産などのため投票所へ行けない人
- ④ 市外に滞在中の人
- ⑤ 天災、悪天候などのため投票所へ行けない人

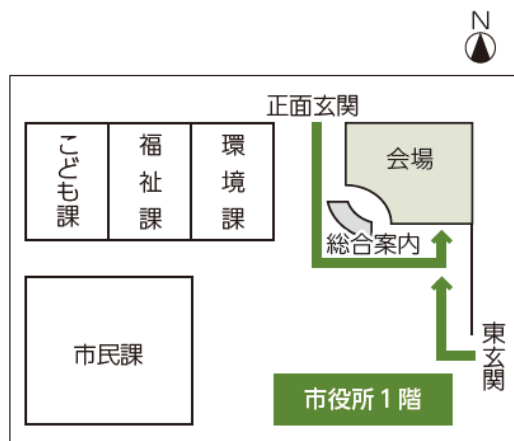
※④は不在者投票(投票用紙を封筒に入れて、封筒に署名する方法)です。なお、平成18年10月18日から10月28日生まれの人(18歳になる前に投票に来た場合は、不在者投票になります)。

【期日前投票の方法】

と き 10月16日(水)～10月26日(土)

8時30分～20時

ところ 市役所 1階多目的ゾーン



期日前投票の期間中に入場券を持って来場してください。宣誓書に記載されている期日前投票をする理由の中から自分が該当するものを選び、署名すれば期日前投票ができます。※宣誓書は入場券の裏面に印刷したものを利用してください。入場券が届いていない人や入場券を持っていない人は、期日前投票会場に備え付けのものを利用してください。市ホームページからの印刷も可能です。

【不在者投票の方法】

次の場合は、不在者投票ができます。

- ① 指定病院及び指定老人ホームなどに入院・入所中の人は、病院長又は施設長に不在者投票をしたい旨を申し出れば、その病院又は老人ホームなどで不在者投票ができます。
- ② 市外に滞在中の人は、滞在中の市町村の選挙管理委員会に不在者投票ができます。

最高裁判所裁判官の国民審査とは

最高裁判所裁判官は、内閣が任命しますが、任命後初めて行われる衆議院議員総選挙の際に国民審査が行われます。その後10年が経過し、初めて行われる衆議院議員総選挙の際、さらに審査が行われ、それ以降も同様に行われます。

これは最高裁判所裁判官が憲法の擁護と国民の人権の保障という重大な職責を有しているために、国民が直接投票により適否を判断しようとするものです。

【審査の方法】

- ① 罷免しよう（やめさせよう）とする裁判官がいる場合は、その裁判官の名前の上の欄に×印を記入してください。
- ② 全員罷免しないと認めるときは、何も書かずに投票してください。

※○、△などを書いた投票は無効です。

【期日前投票・不在者投票】

と き 10月16日(水)～10月26日(土) 8時30分～20時
ところ 市役所 1階多目的ゾーン

代理投票

体が不自由な人や字の書けない人は、投票所へ来て申し出れば補助者が代筆します。投票の秘密は法律により守られていますので、安心して申し出てください。

点字投票

視覚障害があり点字のできる人は、点字投票の制度があります。点字器、点字投票用紙は投票所に用意してありますので、受付で申し出てください。

郵便などによる不在者投票

身体障害者手帳や戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人、介護保険法による要介護者である選挙人など、以下に該当する人は、投票用紙を自宅などで記入し、郵送による投票ができます。

※事前に市選挙管理委員会です手続きが必要です。

身体障害者

- ・両下肢、体幹又は移動機能の障害の程度が1・2級の人
- ・心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害の程度が1、3級の人
- ・肝臓又は免疫の障害の程度が1、3級の人

戦傷病者

- ・両下肢又は体幹の障害の程度が特別項症から第2項症までの人
- ・心臓、腎臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の障害の程度が特別項症から第3項症までの人

要介護者

- ・介護保険の被保険者証に要介護5と記載されている人

【代理記載ができます】

代理記載とは、郵便などによる不在者投票において本人が投票用紙に記載できない場合、あらかじめ定めた代理記載人によって投票用紙を記

載する制度で、以下の人が対象になります。

- ・身体障害者手帳を持ち、上肢又は視覚の障害の程度が1級の人
- ・戦傷病者手帳を持ち、上肢又は視覚の障害の程度が特別項症から第2項症の人

【郵便などによる投票の手続き】

郵便投票等証明書（原本）を持参又は郵送により市選挙管理委員会の確認を受け、投票用紙を請求してください。投票用紙の請求は10月23日（水）17時までです。

なお、郵便投票等証明書の交付を受けていない人は早めに申請してください。

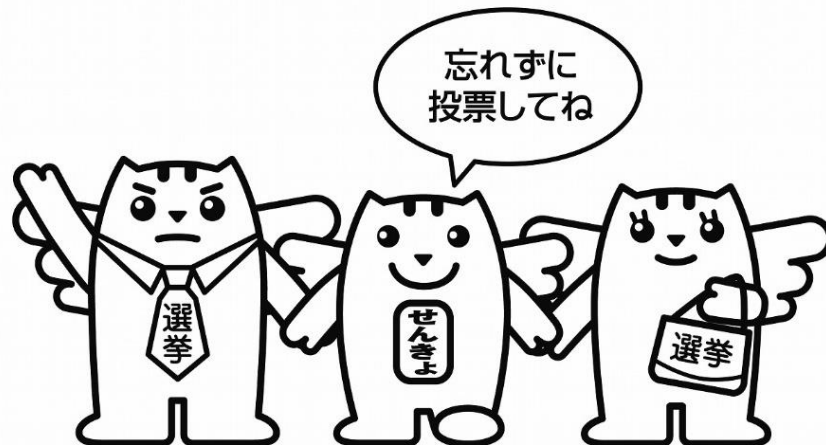
このような投票は無効です

- ・誰に投票したかわからないもの
- ・候補者の名前の他に余分なことを書いたもの
- ・候補者以外の名前を書いたもの
- ・2人以上の候補者の名前を書いたもの
- ・定められた投票用紙以外の用紙を使用して投票したもの

問い合わせ先

碧南市選挙管理委員会

95-9868



投票・開票速報は市ホームページで

投票速報
開票速報
※開票は、

9時頃から1～2時間ごとに発表
22時頃から30分ごとに発表
20時45分から南部市民プラザで行います。

あなたの投票所はこちらです

投票区	投票所名	投票区の区域
第 1	西端区事務所（半崎町 3－60）	井口町、大久手町、大坪町、奥沢町、長田町、上町、神田町、雁道町、北町、島池町、清水町、白沢町、白砂町、宝町、竹原町、鳥追町、半崎町、平山町、吹上町、松原町、桃山町、屋敷町、用久町、若水町
第 2	西端下区民館（油渕町 1－1）	油渕町、荒居町、湖西町、坂口町、三度山町、洲先町、立山町、広見町、札木町、古川町
第 3	西山区民館（西山町 7－115）	金山町、久沓町、西山町、東山町、丸山町、山下町
第 4	東松江区民館（相生町 5－76）	相生町、田尻町、松江町、六軒町
第 5	へきなん福祉センターあいくる（山神町 8－35）	明石町、浅間町、新川町、山神町
第 6	浜尾区民館（住吉町 1－94）	籠田町、住吉町、千福町、鶴見町、浜尾町
第 7	西部区民館（笹山町 3－36）	荒子町、北浦町、笹山町、城山町、新道町、二本木町、平和町、見合町、緑町
第 8	東町内会館（鷺塚町 5－60）	旭町、縄手町、野銭町、鷺塚町、鷺林町
第 9	東部市民プラザ（照光町 5－3）	池下町、大堤町、神有町、亀穴町、鴻島町、三角町、照光町、天神町、三宅町、流作町
第10	日進公民館（日進町 2－92）	霞浦町、小屋下町、三間町、下洲町、日進町、東浦町、伏見町、平七町、矢縄町
第11	中央中学校体育館（植出町 5－2）	植出町、尾城町、中後町、福清水町、踏分町、堀方町
第12	中部公民館（向陽町 3－48）	源氏神明町、向陽町、幸町、沢渡町、中山町、野田町、松本町
第13	天道保育園（末広町 2－32）	栄町、末広町、須磨町、天王町、道場山町、宮後町
第14	棚尾児童センター（棚尾公民館内）（汐田町 2－28）	春日町、栗山町、源氏町、作塚町、汐田町、善明町
第15	棚尾ふれあい館（棚尾本町 5－35）	雨池町、川端町、志貴町、志貴崎町、棚尾本町、舟江町、弥生町、若宮町
第16	大浜公民館（中町 1－53）	石橋町、大浜上町、音羽町、中町、中松町、羽根町、浜寺町、浜町、本郷町
第17	南部市民プラザ（塩浜町 7－135）	権田町、塩浜町、築山町、錦町、西浜町、浜田町、港本町
第18	にじの学園（宮町 4－1－2）	伊勢町、入船町、権現町、玉津浦町、岬町、宮町、若松町
第19	前浜集落センター（前浜町 1－80）	稲荷町、江口町、河方町、川口町、港南町、潮見町、中江町、中田町、前浜町、葭生町

今回の選挙では、第5投票所がへきなん福祉センターあいくるへ変更となります。

各投票所とも駐車場に限りがあります。徒歩や自転車などで来場し、駐車場や投票所付近の渋滞緩和へのご協力をお願いします。

投票日当日は東部市民プラザ 高齢者元気ッス館 東部児童センター 棚尾児童センターは臨時休館します

問 東部市民プラザ ☎46-1188
棚尾児童センター ☎48-2278

10月27日(日)は、東部市民プラザ（一部除く）と棚尾児童センターを投票所として使用するため、高齢者元気ッス館（お風呂、筋トレルーム 60）、東部児童センター、棚尾児童センターを臨時休館します。皆様のご協力をお願いします。